

小堀 孝二 議員



介護保険について

Q 介護サービスの種類と給付金の流れ、また、その支払の仕組みとチェックは？

A **村長** 介護給付サービスと、新予防給付サービスと、

新たに介護予防に軸足を置いた新しいサービスが18年に創設された。医療制度改革や健診



デイサービスのようす

制度の改正が次々と行われているところ。

一般会計63億円に対し、国保が16億円、老人保健2億円強、介護が12億弱、後期高齢者医療が1億5千万、これらに対する繰出金3億円と、併せた予算額は35億円にまで膨れ上がっている。抑制に介護予防、そして予防医療に全力で取り組む。介護報酬は1割が利用者の自己負担、9割が介護保険から支払われるが、村が委託した国保連合会に対してされた請求が適正か、1件につき95円で審査されている。さらに利用者を利用内容を確認してもらうことで不適正な請求を防止している。

A **健康福祉課長** 平成18年の制度改正に伴い、全

体では40種類ものサービスがあり、介護給付サービスと新予防給付サービスに分かれている。

介護報酬は1割が自己負担で残りの9割が保険給付となり、村から委託を受けた国民健康保険団体連合会が介護給付費審査委員会による審査後、請求額を決定し支払を行う。

Q 給付費の歳出額は？ また、それは適正な処理で支出されているのか？

A **健康福祉課長** 平成18年度の実績で約10億33

18万円となっており、適正に処理できていると思っている。委託先である国保連合会では受給者台帳による資格審査や給付管理票と請求明細書を突合することにより請求に関する管理を行っている。

Q 過去に不正請求はなかったか？ それに対する村の対応体制や返還は？

A **健康福祉課長** 不適正な請求については、当該

事業所の指定及び指導監督の立場にある熊本県が実施検査の際に一部、確認している。ただ、詳細については調査を進めている段階で関係する保険者と連携しながら法令に基づいた対応をしており、それにより不適当な報酬請求については当然、返還金を支払っていた

Q 県、連合会から勧告通知があつているのでは？ なぜその情報開示をしないのか？

A **健康福祉課長** 県より事業所あ

てに勧告があつており、また村の方にもその旨の通知が届いている。情報開示については、まだ調査中であるし、現段階では法的にも事業所の公表ができないことになっている。

Q 県からの通知に対する考えや、村の対応は？ 最後に不正請求による支出金の返還と勧告通知等の文書の情報開示を積極的にやっていく様にお願したい。

A **健康福祉課長** 今後の対策としては県の助言を仰ぎながら、関係市町村と連携して対応していく。